

戦争はやがて平和憲法を守り抜くぞ!



発行所 三池炭礦労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
支店 大牟田 27番
関係人 平島隆治
三池炭礦 印刷工場
三池炭礦 労組 機関紙

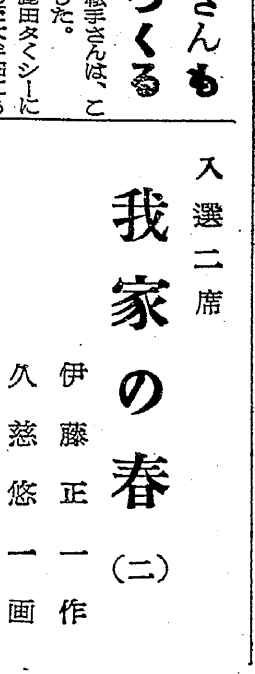
書記局より
一月十一日 勝立事件第一回裁判
十三日 四日新聞社労組
十五日 労働組合
十六日 労働組合
十七日 労働組合

感想文(二席)
「民権を批判する」
三川 小朝 撰

運動手さんも
組合をつくる

入選二席
我家の春(二)
伊藤正一 作
久慈修一 画

社会主義
【新号】
第一号 労働組合
第二号 労働組合
第三号 労働組合
第四号 労働組合
第五号 労働組合
第六号 労働組合
第七号 労働組合
第八号 労働組合
第九号 労働組合
第十号 労働組合



暗黒政治は「ゴメン」だ

不当検束者を即時釈放しろ

炭労が対策委員会設置

炭労不逞派対策委員会は左派社会党と炭労との友愛と信頼に基づいて、今次の炭労の企業整備反対闘争に連なる不当検束より解放して組合運動の自由を守ることを目的として設けられた。この委員会の活動は①不当検束者の解放②法廷闘争及び現地指導の徹底③院内活動④その他目的達成に必要な事項を挙げている。

法務大臣に抗議

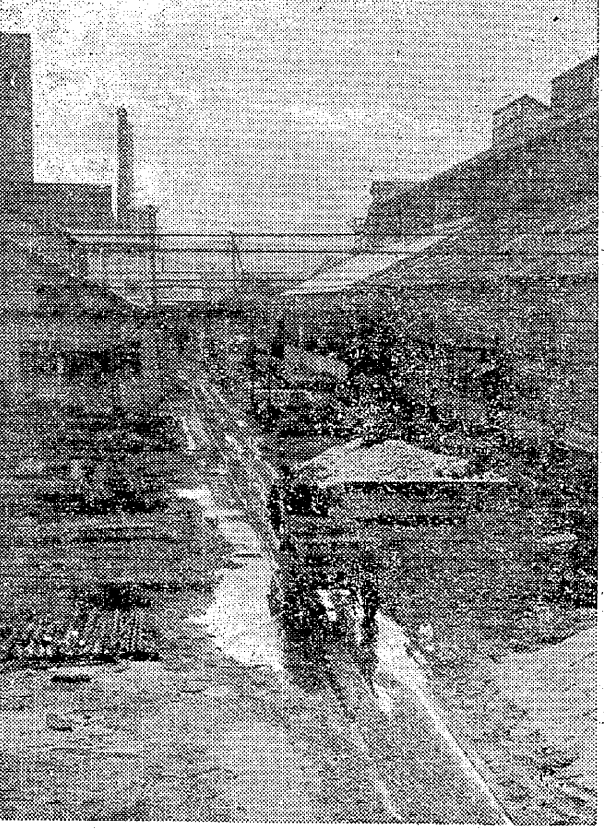
同委員会は十月五日法務大臣に抗議状を送り、不当検束の即時撤廃を求めた。抗議状には「不当検束は憲法に違反するものであり、法廷闘争を通じてこれを撤廃する必要がある」と述べられている。

岩屋事件

昭和二十九年九月九日、岩屋炭礦労働組合の代表者が、法務大臣に抗議状を送り、不当検束の即時撤廃を求めた。

茶志内事件

昭和二十九年九月十六日、茶志内炭礦労働組合の代表者が、法務大臣に抗議状を送り、不当検束の即時撤廃を求めた。



三池炭礦労働組合の代表者が、法務大臣に抗議状を送る様子。

不当検束から組合を守れ

一月九日、及び十一日の両日、大牟田の夫々の裁判所に於いて、山ノ上事件並に勝立事件の第一回公判が開かれた。この公判を通じて何れも起訴された不当検束の労働運動に對する無理解が強く感じられた。

前進

試みに昨年の首切反対闘争開始以来各地に起つた検束事件を炭労下組合のみに拾つてみれば、

九月 岩屋炭礦 十六名

者の唯一の武器として憲法にも保障された団体行動権を、もって奮起するに結果を招くことを恐れるものである。

共同の管理下に置かれなければ、對等の交渉は出来ぬ。にも拘らず、此の点に關しては頭として会社の絶対的権を主張し、しか解しようとなし、偏見のみの根本的誤謬があり、住居侵入などという罪が構成するといふのである。

次に「勝立炭礦事件」であるが、この点の矛盾は前例よりも更に甚しい。

以上の簡単な例を引用したに過ぎないが、他山に起つた同様の検束事件を、組合強硬の通告して、各所、意圖明白な見逃すことが出来ぬ。

「労働金庫」年の課題
労働組合の発展と労働者の生活向上を目的として、労働金庫の設立が重要な課題となっている。

赤玉被服労組(柳河)
組合が自主的運営を遂行し、会社の利益を追求するのではなく、労働者の利益を優先するべきである。

暴力カントクが
歸つて来た
労働者の権利を守るために、暴力的行動は必要である。

第一回労働金庫増定期預金
労働者の生活向上のために、労働金庫の増定期預金を活用しよう。

組合をつくる
労働者の権利を守るために、労働組合をつくらなければならない。

我家の春(二)
労働者の生活向上をテーマにした小説の続編。

委員のメンバー
労働組合の発展のために、委員のメンバーを募集しよう。

労働組合の発展
労働者の権利を守るために、労働組合の発展を促進しよう。

労働者の生活向上
労働者の生活向上を目的として、労働組合の活動を展開しよう。

労働組合の発展
労働者の権利を守るために、労働組合の発展を促進しよう。

労働者の生活向上
労働者の生活向上を目的として、労働組合の活動を展開しよう。